

10 介護給付適正化の取組状況（令和3年度）

保険者名	★要介護認定の適正化						★ケアプランの点検						
	訪問調査件数			認定調査完全直営 (全て100%)	委託調査の 事後点検		ケアプラン 点検実施 件数	実施方法 (※1)	点検実施者 ・直営(事務職) ・直営(専門職) ・外部委託等	厚労省 ケアプラン 点検支援 マニュアル を活用	国保連 介護給付適 正化システム を活用	府介護支援 専門員会 京都市ガイド ラインを活用	
	新規認定の 訪問調査 件数	更新認定の 訪問調査 件数	変更認定の 訪問調査 件数										
1 京都市	○	22,748	41,887			○	○	53	事前・書面	直営(専門職)	○	○	○
2 福知山市	○	947	1,482	672		○							
3 舞鶴市	○	1,425	2,127	375		○	○	48	事前・書面	直営(専門職)	○		
4 綾部市	○	633	1,290	187		○							
5 宇治市	○	2,914	2,892	1,005		○	○	60	事前・訪問	直営(事務職)	○		○
6 宮津市	○	207	731	88	○	△	○	15					
7 亀岡市	○	1,269	1,790	458		○	○	54	事前・訪問	・直営(専門職) ・外部委託	○		
8 城陽市	○	1,552	1,540	292		○	○	3	事前・訪問	直営(事務職)	○		
9 向日市	○	739	1,088	267		○							
10 長岡京市	○	1,037	1,587	340		○	○	15	事前・面談	直営(事務職)			○
11 八幡市	○	1,236	1,428	287		○	○	24	事前・書面	・直営(専門職) ・外部委託等	○	○	
12 京田辺市	○	571	1,383	323		○							
13 京丹後市	○	971	2,255	428	○	△	○	18	事前・書面	直営(事務職)	○		○
14 南丹市	○	560	1,054	218	○	○	○	8	事前・面談	・外部委託等			○
15 木津川市	○	767	875	310		○	○	603	その他	直営(事務職) 外部委託 (包括支援センター)			
16 大山崎町	○	223	307	70		○	○	64	事前・書面 事前・訪問	直営(事務職)	○		
17 久御山町	○	315	391	58		○	○	26	事前・書面	直営(事務職)			
18 井手町	○	130	217	57		○							
19 宇治田原町	○	157	216	64	○	△							
20 笠置町	○	34	46	18	○	△							
21 和束町	○	72	91	44		○							
22 精華町	○	389	683	122		○	○	4	事前・面談	直営(事務職)			○
23 南山村	○	32	102	13	○	△							
24 京丹波町	○	259	471	108		○	○	42	事前・書面	直営(事務職)			○
25 伊根町	○	50	89	26		○							
26 与謝野町	○	477	609	158		○	○	5	事前・書面	・直営(事務職) ・直営(専門職)			○
計	26				6	21	16						
実施率	100.00				23.08	105.00	61.54						

※「委託調査の事後点検」における実施率は、認定調査完全直営(全て100%)の市町村を除いて計算している。

保険者名	★住宅改修・福祉用具													
	住宅改修の点検								福祉用具の点検					
	写真等による確認		利用者宅への訪問調査		リハビリテーション専門職の関与(※2)	<リハ職の所属> 例・市町村職員 ・地域リハセン ・医療機関・事業所等 ・その他(具体的に)	購入調査	調査実施件数	貸与調査	調査実施件数	リハビリテーション専門職の関与(※2)	<リハ職の所属> 例・市町村職員 ・地域リハセン ・医療機関・事業所等 ・その他(具体的に)		
	施工前	施工後	施工前	施工後										
1 京都市	○	○	6,932	6,932	11	2	ア	その他 (建築専門職)	○	7,931	○	1	ア	・府地域リハセン(コーディネーター)・ 市リハセン・三療法士会
2 福知山市	○	○	256	281	1	1	イ	市町村職員	○	1	○	1	イ	市町村職員
3 舞鶴市	○	○	377	377	12	12								
4 綾部市	○	○	142	142										
5 宇治市	○	○	975	975										
6 宮津市	○	○	91	91										
7 亀岡市	○	○	394	394			ア	市町村職員						
8 城陽市	○	○	407	407										
9 向日市	○	○	289	289					○	221				
10 長岡京市	○	○	390	390	216	216	イ	市町村職員	○	173			イ	市町村職員
11 八幡市	○	○	379	379	4	1					○	1		
12 京田辺市	○	○	349	324			ア	市町村職員						
13 京丹後市	○	○	314	305							○	17		
14 南丹市	○	○	131	131					○	8	○	47		
15 木津川市	○	○	289	289										
16 大山崎町	○	○	90	90	2	1	イ	地域リハセン	○	74	○	13		
17 久御山町	○	○	72	72										
18 井手町	○	○	55	55	0	0								
19 宇治田原町	○	○	49	49										
20 笠置町	○	○			8	8	イ	医療機関	○	15	○	3	イ	医療機関
21 和束町	○	○	40	40					○	29				
22 精華町	○	○	152	152										
23 南山城村	○	○	25	25					○	28				
24 京丹波町	○	○	73	73			イ	医療機関・事業所等	○	6			ウ	地域リハセン
25 伊根町	○	○	14	14	6	0	ア・イ	市町村職員	○	4	○	8	イ・ウ	市町村職員
26 与謝野町	○	○	140	140	40	35	ア・イ	市町村職員	○	10	○	6		市町村職員
計	26	26							12		9			
実施率	100.00	100.00							46.15		34.62			

保険者名	★医療情報との突合・縦覧点検															☆給付実績等の活用		
	医療情報との突合		縦覧点検													給付実績の活用 (医療情報との突合・縦覧点検を除く)	民間システム等の活用	活用方法
	突合実施件数		点検実施件数															
			①居宅介護支援請求におけるサービス実施状況一覧表	②重複請求縦覧チェック一覧表	③算定期間回数制限チェック一覧表	④単独請求明細書における準受付審査チェック一覧表	⑤要介護認定期間の半数を超える短期入所受給者一覧表	⑥入退所を繰り返す受給者縦覧一覧表	⑦居宅介護支援再請求等状況一覧表	⑧月途中要介護状態変更受給者一覧表	⑨軽度の要介護者にかかる福祉用具貸与品目一覧表	⑩独自報酬算定事業所一覧表	合計 (帳票1～10)					
1 京都市	○	○	18,524	○	1,892	5,552	16,180	8,268	2,056	39,145	3,752	10,303	66,130	16	153,294	○	○	不正等の疑義のある事業所の給付実績を抽出し、内容の確認を行う
2 福知山市	○	○	681	○	45	585	194	300							1,124			
3 舞鶴市	○	○	587	○	31	62	682	607							1,382	○	○	ケアプラン点検や事業所実地指導時にトリトンモニターを活用
4 綾部市	○	○	592	○	20	171	718	235	278				563		1,985			
5 宇治市	○	○	2,099	○	157	244	1,925	1,012						37	3,375			
6 宮津市	○	○	202	○	4	75	220	182							481			
7 亀岡市	○	○	1,017	○	40	48	948	499	88	2,183	27	328	4,182	0	8,343	○	○	トリトンモニターを事業所指導時に活用
8 城陽市	○	○	902	○	42	128	800	438					4,046		5,002			
9 向日市	○	○	549	○	71	113	553	307							1,044			
10 長岡京市	○	○	956	○	56	128	668	384	64	2,200	28	380	8,768		12,676			
11 八幡市	○	○	859	○	64	102	870	343							1,379			
12 京田辺市	○	○	522	○	68	146	802	195							871	○	○	
13 京丹後市	○	○	852	○	88	108	2,085	434					1,017		2,365			
14 南丹市	○	○	635	○	20	46	453	178	226	1,109	14	308	1,204		3,558	○	○	介護支援専門員にヒアリングシートを送付している
15 木津川市	○	○	517	○	70	42	766	256	262	1,295	14	529	2,058		5,292			
16 大山崎町	○	○	281	○	18	29	288	100	38	636	12	71	1,039	0	2,231			
17 久御山町	○	○	255	○	13	16	23	116	13	584	4	98	1,483	0	2,668	○	○	給付実績データと認定データを突合し、ヒアリングシートにより介護支援専門員へ確認
18 井手町	○	○	98	○	3	71	98	31	10	194	0	32	839	0	1,278	○	○	給付実績と認定調査等のデータを組み合わせ給付費の適正化をはかる
19 宇治田原町	○	○	107	○	43	7	122	35							110			
20 笠置町	○	○	27	○	1	1	5	9	0	10	0	5	42		73			
21 和束町	○	○	39	○	43	7	1	48	35						134			
22 精華町	○	○	389	○	22	27	120	125							294			
23 南山城村	○	○	25	○	16		32	12	75			9			144			
24 京丹波町	○	○	447	○	14	104	204	103	121				746		1,292	○	○	トリトンモニター(給付実績データと認定データを突合し、ケアプラン等の内容について確認を行う)
25 伊根町	○	○	34	○	0	3	9	30	0	34	1	11	64		152			
26 与謝野町	○	○	294	○	17	85	236	187	11	887	21	252	818		2,514			
計	26	26		26											8	8		
実施率	100.00	100.00		100.00											30.77	30.77		

保険者名	★介護給付費通知				適正化主要5事業実施状況	
	発送頻度	通知対象サービス(※3)	通知する上での工夫	実施事業数	実施率	
1 京都市	○	年1回	居宅・施設・地密	5	100.0%	
2 福知山市				3	60.0%	
3 舞鶴市				4	80.0%	
4 綾部市				3	60.0%	
5 宇治市				4	80.0%	
6 宮津市				4	80.0%	
7 亀岡市	○	年1回	居宅・施設・地密	5	100.0%	
8 城陽市				4	80.0%	
9 向日市				3	60.0%	
10 長岡京市				4	80.0%	
11 八幡市	○	年1回	居宅・施設・地密	5	100.0%	
12 京田辺市	○	年2回	居宅・施設・地密	4	80.0%	
13 京丹後市				4	80.0%	
14 南丹市				4	80.0%	
15 木津川市				4	80.0%	
16 大山崎町	○	年1回	居宅	5	100.0%	
17 久御山町				4	80.0%	
18 井手町				3	60.0%	
19 宇治田原町				3	60.0%	
20 笠置町				3	60.0%	
21 和束町				3	60.0%	
22 精華町	○	年1回	居宅・施設・地密	5	100.0%	
23 南山城村				3	60.0%	
24 京丹波町				4	80.0%	
25 伊根町	○	年1回	居宅・施設・地密	4	80.0%	
26 与謝野町				4	80.0%	
計	7			平均	3.9	77.7%
実施率	26.82					

(※1)
★ケアプランの点検
実施方法

1. 事前にケアプランの提出を求め、役所(役場)で書面のみ実施。
→【事前・書面】
2. 事前にケアプランの提出を求め、後日、役所(役場)で面談により実施。
→【事前・面談】
3. 事前にケアプランの提出を求め後日保険者が事業所を訪問して実施。
→【事前・訪問】
4. 保険者が事業所を訪問当日、ケアプランの提出を求め、実施。
→【当日・訪問】
5. その他
→【その他】

(※3)
★介護給付費通知
通知対象サービス

1. 居宅サービスのみ→【居宅】
2. 施設サービスのみ→【施設】
3. 地域密着型サービスのみ→【地密】
4. 居宅サービス及び施設サービス
→【居宅・施設】
5. 居宅サービス及び地域密着型サービス→【居宅・地密】
6. 施設サービス及び地域密着型サービス→【施設・地密】
7. 居宅サービス、施設サービス及び地域密着型サービス

(※2)
★住宅改修・福祉用具
ア〜ウの該当している項目名を表記。

■住宅改修利用へのリハ職等の関与
住宅改修の利用に際して、建築専門職、リハビリテーション専門職等が適切に関与する仕組みを設けているか。

- ・(ア) 被保険者から抽出された住宅改修費支給申請書の市町村における審査の際に、建築専門職、リハビリテーション専門職等により点検を行う仕組みがある
- ・(イ) 住宅改修の実施前又は実施の際に、実際に改修を行う住宅をリハビリテーション専門職が訪問し、点検を行わせる仕組みがある

■福祉用具利用へのリハ職等の関与
福祉用具の利用に関し、リハビリテーション専門職が関与する仕組みを設けているか。

- ・(ア) 地域ケア会議の構成員としてリハビリテーション専門職を任命し、会議の際に福祉用具貸与計画も合わせて点検を行う
- ・(イ) 福祉用具専門相談員による福祉用具貸与計画の作成の時に、リハビリテーション専門職が点検を行う仕組みがある
- ・(ウ) 貸与開始後、用具が適切に利用されているか否かをリハビリテーション専門職が点検する仕組みがある